平成２４年（フ）第３７９号
熊本市南区砂原町1085番地
破産者　明石　和夫
1　決定年月日　平成25年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第７６０号
熊本市東区健軍本町53―５　鳥山ビル203号、住民票上の住所熊本市中央区渡鹿７丁目８番57号　グリーンハイツ203
破産者　太田　直志
1　決定年月日　平成25年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２０号
鹿児島県鹿児島市田上８丁目27番６号　玉利マンション308号
破産者　川俣　　進
1　決定年月日　平成25年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第３４３号
岩手県紫波郡紫波町中島字落合64番地９　田中館アパート１階
破産者　小笠原敏孝
1　決定年月日　平成25年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第９８号
盛岡市松尾町14番８号　シティコーポＴ201号、前住所盛岡市前九年３丁目19番59号　プライムステージＩ―Ａ号、前々住所盛岡市本町通３丁目18番40―502号
破産者　佐藤　時男
1　決定年月日　平成25年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第１５号
福島県会津若松市大町１丁目７番10号　ラボンヴィあいづＡ―２号、前住所福島県福島市瀬上町字西中川原19番地の４　ヴィラサンリット203
破産者　古田　裕也
1　決定年月日　平成25年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２４年（フ）第２４９１号
横浜市港南区丸山台２丁目３番９号　エクセレントヒルズ301号
破産者　鳥越　晴美
1　決定年月日　平成25年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５３号
岐阜県揖斐郡大野町黒野1115番地33、申立時の住所岐阜県揖斐郡揖斐川町黒田64番地１
破産者　岩井　　等
1　決定年月日　平成25年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第１６５号
静岡県焼津市吉永2128番地の２、住民票上の住所静岡県藤枝市北方362番地の９
破産者　アルグエレスこと　アルグエレス　エドアルド
1　決定年月日　平成25年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６３号
静岡県富士市森島６番地の９
破産者　疋田　陽子
1　決定年月日　平成25年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第１３２０号
京都市東山区今熊野南日吉町80―４　サンライズ池本１階108号、開始決定時の住所京都市東山区今熊野南日吉町52番地９
破産者　藤田　周正
1　決定年月日　平成25年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１１６号
京都府京田辺市興戸久保９番地　筒城ハイツ103、前住所京都府京田辺市興戸下ノ川原84番地　五月荘５号室
破産者　堀井チヨヌ
1　決定年月日　平成25年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１５９号
京都市右京区西京極郡町75番地　加藤マンション404号
破産者　メンバーズリバティーこと　今林　静江
1　決定年月日　平成25年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３４３号
京都市伏見区深草ケナサ町27番地１　パルフェ深草202号
破産者　百相　照二
1　決定年月日　平成25年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３５号
広島県呉市焼山東１丁目21番８号
破産者　濱下　邦子
1　決定年月日　平成25年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第１２８号
山口県柳井市柳井2300番地７
破産者　金光　健二
1　決定年月日　平成25年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２５年（フ）第２４１号
熊本市北区鶴羽田３丁目12番18号　第19菊南ハイツ205
破産者　有川　和宏
1　決定年月日　平成25年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係